

いちよう保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 大念仏寺社会事業団
所 在 地	大阪市平野区平野上町1丁目7番3号
電 話 番 号	06-6791-5410
代表者氏名	理事長 杉田 善久

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	いちよう保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市平野区平野上町1丁目7番3号
連 絡 先	電話番号 06-6791-5410 FAX 06-6791-7774
管 理 者	園長 田村 絵美
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 0人 1歳児 0人 2歳児 24人 3歳児 48人 4歳児 48人 5歳児 48人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 120人 満2歳以上満3歳未満の児童 20人 満1歳未満の児童 0人
開 設 年 月 日	昭和34年11月1日
事 業 所 番 号	2710051004747
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.dsw.or.jp/

3 施設の目的・運営方針

いちよう保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		1, 9 5 7. 5 4 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 7階建のうち1階部分 及び 2階建1棟
	延べ面積	1, 6 0 5. 6 3 m ²
園 庭		地上園庭 5 9 6. 6 2 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
保育室	6 室	本館棟 : くま組 (満2歳児クラス)、 桃組 (満3歳児クラス)、 松組 (満5歳児クラス) 各1室 保育園棟: 梅組 (満3歳児クラス)、 竹1組 (満4歳児クラス)、 竹2組 (満4歳児クラス) 各1室
調理室	1 室	ベビーセンター棟
トイレ・沐浴室	2 室	本館棟、保育園棟
職員室		保育園棟

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 共同保育

土曜日、早朝、延長保育、盆休みや年末年始の前後などの利用者が少ない時間帯や日には、いちょうベビーセンターと共同で保育する場合があります。

(3) 体育指導教室

専門指導員による指導教室（毎週水曜日）

(4) 送迎

保護者による徒歩及び自転車での送迎。（車禁止）

(5) その他

クラスの状況により一時預かり保育を実施する場合があります。

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲） 4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任保育士	正副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	園児の保育を行い、保護者への子育て支援等をつかさどる	19	14	5	
保育士補助	保育士補助	1		1	
調理員	給食、間食の調理を行う	3	2	1	栄養士と兼務

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：00～19：00の内8時間）
主任保育士	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00の内8時間）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

また、盆（8月13日から15日）、年始（1月4日）、年度末（3月31日〔日曜日の場合は30日〕）及び4月1日（入園式のみ）につきましては、家庭保育協力日としてご協力をお願いします。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時（土曜日は17時）までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、前述以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時まで（土曜日は除く）の範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時（土曜日は17時）までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児				
1歳児				
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況（保護者からの情報提供）

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	2	2		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。（2歳児）
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援保育の取組状況

地域社会の中で、特別支援の要るこどもとそうでないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科、小児科

医療機関の名称	原田医院
医院長名又は医師名	原田 二郎
所在地	大阪市平野区背戸口4-7-7
電話番号	06-6702-9529

- (2) 歯科

医療機関の名称	さかもと歯科
医院長名又は医師名	坂本 尚子
所在地	大阪市平野区元町7-10-101
電話番号	06-6792-0118

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、当園の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、危機管理マニュアルにより対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じます。

- (1) 年に2回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 園長 田村 絵美、保育士 脇田 明美 ・ご利用時間 8:30～18:00 ・電話番号 06-6791-5410 - FAX 06-6791-7774 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	石井 勲 電話番号 06-6761-1059 元社福) 聖家族の家 ファミリーフォーム フォーム長
	古川和弘 電話番号 06-6703-3834 地区担当民生・児童委員

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険	傷害保険	災害共済
保険の内容	施設設備不備による事故	保育時間中の園児の傷害	同左
保険金額	1事故 対人1名1億円限度 対物1,000万円限度	1人当たり死亡後遺 障害 200万円限度	障害見舞金 2,000万円限度 死亡見舞金 1,500万円限度

※詳しくは、事務担当にお尋ねください。

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳児	0人	0人	0人
1歳児	0人	0人	0人
2歳児	18人	20人	20人
3歳児	39人	42人	42人
4歳児	39人	34人	42人
5歳児	40人	39人	35人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和5年度受審	ワムネット福祉サービス評価 情報に公表
自己評価の実施状況	毎年度実施	施設内保存

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された
旨

なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	子ども達の生活するエリアはすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、当園が融通念仏宗 大念仏寺の精神に基づいて設立された保育所である ことをご理解下さい。 また、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営 利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
制服費	通園用制服及び園内体操服 (3～5 歳児)	制服（冬）一式 12,010 円 体操服一式 5,100 円 制服（夏）一式 7,700 円 ※2 歳児遊び着・帽子 3,840 円
教材費	お道具箱、はさみ、のり、粘土、 ワークブックなど年齢に応じた 教材を園児の所有物としてクラ スに用意して頂き、子どもの教育 時間に使用する	入園時 2 歳児 2,180 円 3 歳児 19,830 円 4 歳児 19,850 円 5 歳児 21,480 円 進級時 4 歳児 3,320 円 5 歳児 4,950 円 (詳細は別紙参照)
副食費 (3～5 歳児)	給食おかず、おやつ等費用 (年収約 3 6 0 万円以上世帯 8 B 階層 (「ひとり親世帯等」 の場合は 1 0 階層) 以上の利用者 負担区分の方 (第 3 子除く))	月額 4, 3 0 0 円
月刊誌費用	クラス保育時使用	月額 2 歳児 440 円 3 歳児 460 円 4 歳児 490 円 5 歳児 490 円
写真代	保育行事写真 (ネット販売)	1 枚 50 円～
保護者会費		月額 2,000 円
親子遠足参加費	遠足時、保護者参加費 (1 名)	1 回 1,500 円程度

2 時間外保育に係る利用者負担

1 8 : 0 0 ～ 1 9 : 0 0 の利用 1 か月 2, 9 0 0 円

1 9 : 0 0 を過ぎた場合 (特別超過料金) 1 回 5 0 0 円 (3 0 分毎)

短時間認定 7 : 0 0 ～ 8 : 3 0、1 6 : 3 0 ～ 1 8 : 0 0 の時間利用

1 日あたり 1 時間まで 3 0 0 円

2 時間まで 6 0 0 円

3 時間まで 7 0 0 円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。